

少ない掛け金で万全の補償!

自動車共済の しおり

運転者の年齢制限はなく掛け金は一律です

ホームページにて、
簡単な掛け金シミュレーションができます。

<https://www.toshiseikyo.or.jp/car/simulation/>



重要な事項(契約概要・注意喚起情報)が記載されておりますので、必ずお読みください。

厚生労働大臣認可



生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

本会は、全国市長会が全国各市の要望に応えて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。

創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。



1 掛金と主な補償内容	1
2 示談交渉サービス	1
3 契約できる自動車及び車種	2
4 加入資格者(共済契約者)	4
5 運転者の範囲	4
6 契約期間と掛金及び補償内容	5
7 共済金の支払い	6
8 事故が発生したとき	8
9 共済金支払請求に必要な書類	10
10 ロードサービスについて	11
11 出資金及び割戻金	13
12 本会を脱退する場合の手続き	13
1 脱退する場合の手続き	13
2 承継組合員制度	14
13 車両保険の加入を希望する方へ	15
14 自賠責保険の加入について	15
重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)	16
よくある質問	19
規約・規則	21

1 掛金と主な補償内容



掛金(年額)

普通・小型乗用車	28,000円
軽四輪乗用車	17,000円
自動二輪車(原動機付自転車を含む)	9,000円



対人・対物賠償

共済金の最高限度

無制限

自損事故傷害

死亡共済金及び後遺障害共済金の最高限度 **1,500万円**普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車の運転者が支払対象
(搭乗者傷害との併合給付なし)

搭乗者傷害

死亡共済金及び後遺障害共済金の最高限度 **1,000万円**

(自動二輪車(原動機付自転車を含む)は500万円)

2 示談交渉サービス

事故の大小、対人・対物にかかわらず、本会の査定専門員が示談交渉サービスを行います。

 3

契約できる自動車及び車種

1 契約できる自動車

次の者が所有し、常時運行する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車(業務用の自動車を除く。)です。

なお、ローン利用中の自動車、1年以上契約のリース自動車も契約できます。

(1) 共済契約者

(2) 共済契約者の配偶者^(注1)

(3) 共済契約者と同居の親族^(注2)

(注1) : 共済契約者と同居の配偶者に限られます。

(注2) : 共済契約者と同居の親族とは、共済契約者と同一建物に居住している親族をいいます。

ただし下記の者で、共済契約者と同一建物に居住していない場合であっても同居とみなします。

① 共済契約者又は共済契約者の配偶者の被扶養者で、
所得税の控除対象となっている者

(例：大学へ通うため親元から離れた場合等)

② 共済契約者が勤務の都合により単身赴任している場合、
単身赴任前の同居の親族

③ 共済契約者又は共済契約者の配偶者が所有する被共済自動車を
継続して運行管理する親族。

ただし、共済契約者と同居していた者に限ります。

(例：共済契約者と同居の子が、別居するにあたり、契約者名義の
契約車両を持ち出し別居先でも引き続き使用する場合)

※契約できる自動車については、P19「よくある質問」もご覧ください。

2 契約できる車種(自動車分類番号)

車種区分は次のとおりです。

車種別	自動車分類番号
普通及び小型乗用車	<p>30~39 300~399 40~49 400~499 50~59 500~599 60~69 600~699 70~79 700~799</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通及び小型乗用車で貨物用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 10~19 100~198 (例)ピックアップのRVやSUV等 40~49 400~479 60~69 600~698 (例)ライトバン等 ・普通及び小型乗用車で特殊用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 80~89 800~879 (例)キャンピングカー等
軽四輪乗用車	<p>40~49 480~499 50~59 580~599 680~699 700~799</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽四輪乗用車で貨物用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 47 480~482 (例)ピックアップ・キャブオーバーの軽トラックやミニバン等 ・軽四輪乗用車で特殊用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 87 880~882 (例)キャンピングカー等
自動二輪車	原動機付自転車を含みます。



4

加入資格者(共済契約者)

都市職員は、どなたでも加入できます。

- 1 都市職員**
- 2 都市職員に準ずる職員**
- 3 特別地方公共団体等の職員**
- 4 都市を退職された方**

承継組合員

組合員が死亡した場合に、その配偶者が承継組合員として本会の共済事業を引き続き利用できます。

5

運転者の範囲

● 運転者の年齢制限はありません。

- 1 共済契約者**
- 2 共済契約者の配偶者**
- 3 共済契約者と同居の親族**
- 4 共済契約者の承諾を得た者(注)**

(注)：共済契約者が契約自動車の運行を一時的に認めた者です。

ただし、自動車取扱業者*が業務として受託した被共済自動車を使用又は管理している間を除きます。

- 〔例1：別居している子供が帰省中、一時に契約車両を運転する場合
例2：友人に運転を代わってもらう場合〕

*自動車取扱業者とは、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人、及びこれらの者が法人であるときはその理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関を含む。)





6 契約期間と掛金及び補償内容

契約期間は、契約の効力が発生した日から1年間です。
 掛金と補償内容は、1台ごとに次のとおりです。
 なお、掛金は一律で等級制度はありません。

契約できる車種	普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車 (原動機付自転車を含む)	
掛金(年額)	28,000円	17,000円	9,000円	
補償内容	対人賠償	無制限	無制限	無制限
	対物賠償	無制限	無制限	無制限
	自損事故傷害	1,500万円	1,500万円	なし※1
	搭乗者傷害	1,000万円	1,000万円	500万円
	無共済等自動車傷害	2億円	2億円	2億円
	他車運転特約	あり※2	あり※2	なし

※1 自動二輪車(原付を含む)の運転者は、搭乗者傷害により補償されます。

※2 対人・対物賠償、自損事故傷害及び搭乗者傷害について補償します。

〈短期契約掛金額〉

車種別	普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車 (原動機付自転車を含む)
1ヶ月当たりの掛金	2,340円	1,420円	750円

短期契約(契約期間が1年未満の契約)は、加入月の統一、あるいは共済契約者が、契約期間の終期を既契約と同一にして共済契約の追加をしようとするとき、継続契約を前提として認められます。

7 共済金の支払い

相手方への補償

対人賠償

契約自動車の事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、共済金を無制限で支払います。



普通・小型乗用車

軽四輪乗用車

自動二輪車
(原付を含む)

無制限

無制限

無制限

対物賠償

契約自動車の事故により、他人の財物(自動車、家屋、電柱、ガードレール等)を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、共済金を無制限で支払います。



普通・小型乗用車

軽四輪乗用車

自動二輪車
(原付を含む)

無制限

無制限

無制限

他車運転特約

共済契約者、共済契約者の配偶者及び共済契約者と同居の親族が、契約自動車と同一用途の他の自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を除く。)を借りて自ら運転(駐車又は停車中を除く。)し、事故を起こした場合に、**対人・対物賠償、自損事故傷害及び搭乗者傷害**について共済金を支払います。

- (注1) 他の自動車において適用される保険がある場合、共済金は支払われません。
- (注2) 共済契約者、共済契約者の配偶者及び共済契約者と同居の親族が所有又は使用する自動車は、他車に該当しません。
- (注3) 他車運転特約の運転者の範囲に共済契約者の承諾を得た者は含まれません。



普通・小型乗用車

軽四輪乗用車

自動二輪車
(原付を含む)

あり

あり

なし

あなた自身や同乗者の補償(車両の損害は補償されません)

自損事故傷害

契約自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を除く。)の100%過失の事故により、運転者本人が死傷し、自賠責保険の補償が受けられない場合に、次の共済金を支払います。

ただし、共済金の最高限度額は1,500万円、かつ搭乗者傷害共済金との併合給付はありません。

- (1)死亡共済金 1,500万円
(2)後遺障害共済金 1,500万円

- (3)医療共済金
・入院1~4日の場合 5,000円
・入院5日以上の場合は5,000円+部位・症状別の額



普通・小型乗用車

軽四輪乗用車

自動二輪車
(原付を含む)

1,500万円

1,500万円

なし*

* 自動二輪車(原付を含む)の運転者は、搭乗者傷害により補償されます。

搭乗者傷害

契約自動車の事故により、搭乗中の者が死傷した場合に、次の共済金を支払います。

ただし、共済金の最高限度は1名につき1,000万円、かつ一事故につき契約自動車の乗車定員を限度とします。

(自動二輪車及び原動機付自転車は1名につき500万円が限度です。)

- (1)死亡共済金 1,000万円
(2)後遺障害共済金 1,000万円

- (3)医療共済金

- ・入院1~4日の場合 5,000円
・入院5日以上の場合は5,000円+部位・症状別の額



普通・小型乗用車

軽四輪乗用車

自動二輪車
(原付を含む)

1,000万円

1,000万円

500万円

無共済等自動車傷害

無保険自動車との事故で契約自動車に搭乗中の者が、相手方の自動車の過失により、**死亡又は後遺障害を負い、その損害に対して相手方から十分な補償を受けられない場合**に、相手方が法律上負担すべき損害賠償責任額を1名につき2億円を限度として共済金を支払います。



普通・小型乗用車

軽四輪乗用車

自動二輪車
(原付を含む)

2億円

2億円

2億円

●100万円を超える死亡共済金を支払う場合には、税務署に対する支払調査書を提出するため、マイナンバー(個人番号等)の提供をお願いすることとなります。

8 事故が発生したとき



① ケガ人の救護 119番

負傷者がいれば、応急処置、救急車を手配してください。



② 危険防止

車を安全な場所へ移動し、後続車に注意を払い、事故の続発防止処理を行ってください。



③ 警察への連絡 110番

事故発生の日時、場所、事故の程度(人身か物損か)、あなたがとった措置を届け出てください。



④ 事故の記録

相手方の氏名、住所、電話番号、相手方の車種、登録番号、事故状況等をメモしてください。



⑤ 事故の連絡

事故が発生したときは、事故の大小、対人・対物にかかわらず、事故発生の状況をご連絡ください。

本会事故処理サービスセンターの査定専門員が責任をもって相手方と示談交渉を行います。

平日9:00から17:00までの事故受付

各地区の「事故処理サービスセンター」(右ページ参照)へ

**平日17:00から翌日9:00までと土曜日・日曜日及び祝日は、
次の下記フリーダイヤルへご連絡ください。**

事故受付専用 0120-110-665

○事故状況に応じて相手方や病院等へ連絡をとり、迅速な対応をいたします。

その場では絶対に示談しないでください。

自動車事故は、加害者に一方的な責任があるとは限りません。相手方にも責任がある場合もありますので、事故現場では、示談しないでください。



⑥ 被害者に誠意を

負傷者へのお見舞い等、全てに誠意ある対応を行ってください。



示談交渉サービス

万一事故が発生したときは、各担当地区「事故処理サービスセンター」（下表参照）にご連絡ください。

事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、事故処理サービスセンターの査定専門員が示談交渉サービスを行います。



24時間・365日事故専用受付

受付時間：お時間によって受付電話番号が変わります。

○平日の事故受付

- 平日 9:00 から 17:00 までは各地区的「事故処理サービスセンター」（下表参照）へご連絡ください。

「事故処理サービスセンター」



担当地区	設置場所	TEL	FAX
北海道(札幌市地区を除く)地区	札幌	011(261)6364	011(261)5111
札幌市地区	札幌中央	011(200)0361	011(281)6050
東北地区	仙台	022(723)2728	022(213)2881
北信越地区	長野	026(225)6933	026(225)6934
関東地区	東京	03(3589)3341	03(3589)3632
東海地区	名古屋	052(231)1025	052(231)1026
近畿・四国地区	大阪	06(4800)6565	06(4800)6566
中国地区	広島	082(554)2555	082(554)2565
九州地区	福岡	092(722)3113	092(722)3115

○休日・平日夜間の事故受付

- 平日 17:00 から 翌日 9:00 までと 土曜日・日曜日 及び 祝日 は、次のフリーダイヤルへご連絡ください。

事故受付専用 ☎ 0120-110-665

- 内容に応じて被害者や病院等へ連絡をとり、迅速な対応をいたします。
- 携帯電話からもご利用いただけます。

9

共済金支払請求に必要な書類

共済金の支払請求には、次の書類が必要となります。

なお、詳しくは本会査定専門員の指示により提出してください。

共済金支払請求に必要な書類		共 濟 事 故			
		対物 賠償	対人 賠償	自損 事故	搭乗者 傷害
1	自動車共済金請求書※	○	○	○	○
2	自動車共済事故報告書※	○	○	○	○
3	交通事故証明書 (自動車安全運転センター発行のもの)	○	○	○	○
4	印鑑証明書		○		
5	本会が必要とした場合	住民票又は戸籍抄本 許諾証明書※ 運転免許証など マイナンバー通知カード等(写) (死亡共済金の支払いが100万円を超える場合)			

※印の書類は、本会所定の書類です。

10 ロードサービスについて

～自動車共済契約に自動付帯～

契約車両(普通及び小型乗用車、軽四輪乗用車、自動二輪車)が自力走行不能の場合にレッカーけん引や30分以内の応急対応を行います。事故・故障または、トラブルでお困りの場合にご利用ください。

**24時間365日受付・対応
ロードサービス受付専用ダイヤル**

とし ロードサービス向かいます
0120-104-636

ロードサービスをご利用される場合は、事前に上記フリーダイヤルまでご連絡ください。

共済契約の確認後、当会が提携するロードサービス会社が現場へ向かいます。

*「ロードサービス受付専用ダイヤル」への事前連絡がないまま別途、業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。



故障や事故で
お困りのときは
ロードサービス
受付専用ダイヤルに
ご連絡ください。

レッカーけん引や
30分以内の
応急対応を行います。



1 レッカーけん引サービス(100kmまで無料)

故障・事故、トラブルによりご契約のお車が自力走行不能となった場合、現場に急行し、修理工場などにレッカー搬送を行います。*有料道路通行料金などは利用者のご負担となります。

自力走行不能とは、事故・故障によるトラブルにより動かない若しくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。但し、ご契約車が降雪が原因で動けない場合、以下の条件をいずれも満たす場合、対象となります。

- (1)雪タイヤまたはチェーンを装着している。
- (2)ご自身で一定の除雪作業を行ったにもかかわらず、トラブルが解消しない。



2 各種トラブル対応サービス 現場にて実施可能な30分以内の応急対応サービス

*すでに緊急対応がなされており、二次的なご利用の場合は、サービスを提供できない場合があります。



**バッテリー上がり時の
ジャンピング**



**タイヤパンク時のスペア
タイヤ交換**



キー閉じ込み時の開錠



ガス欠による給油

ガソリン軽油を10㍑お届け
します。(燃料代は有料)



落輪した場合の引き上げ

* クレーン等を伴う作業および
特殊作業は、作業料が利用者の
ご負担となります。



ロードサービスご利用上の注意

1 対象の自動車等

自動車共済契約承諾通知書の記載内容(車種、登録番号、契約者、所有者、共済契約期間等)と相違ないものとします。

2 サービスをご提供できない主な故障・事故・トラブル

次のいずれかによって生じた故障・事故などの場合は、ロードサービスのご提供はできません。

- 地震・噴火やこれらによる津波
 - 道路以外(砂浜など)の走行不適な場所
 - パワーウィンドウ、エアコンなどの故障
 - ロードサービス受付専用ダイヤルへ事前にご連絡がなく、契約者ご自身で調達または負担された場合の費用
 - 契約者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
 - 違法改造車、無免許運転、薬物使用、酒気を帯びた状態での運転など法令に違反している場合
 - 戦争、暴動、核燃料物資などに起因する場合
 - 競技もしくは曲技(練習を含む。)のために使用している場合、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用している場合
 - メーカーが発行するマニュアルなどに示す取り扱いと異なる方法で使用した場合
 - 車検切れ、廃車目的の車の場合
 - 自宅駐車場または同等の保管場所での燃料切れの場合
 - 雪道のスタックでスタッドレスタイヤやチェーンを装着していない場合
 - チェーン着脱・除雪作業費用
 - 疾病、眼鏡などの破損・紛失などにより自動車の運転に支障が出た場合
 - 部品代(鍵再制作費用を含む。)、消耗品代、事故・故障またはトラブル以外での点検費用
 - 修理工場から他の場所(別の修理工場等)へのレッカーけん引費用(二次搬送については、利用者の負担とします。)
 - 本格的なパンク修理または交換費用
 - 契約者の都合により、車両を保管した費用またはロードサービス業者が現場で待機した費用
 - 鍵損失・盗難時のレッカーけん引費用および鍵開け費用
 - 航空機・船舶による輸送期間中の損害の場合
 - 都市生協ロードサービスを提供後、被共済自動車に必要な処置がなされずに同一の故障またはトラブルに対して、再度出動要請があった場合は、利用者のご負担とします。
- …など



その他の注意事項

- 気象状態や交通事情等によってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかることがあります。
- 一部離島やロードサービス業者の立入りが困難な場所は、対応できない場合があります。
- ご連絡をいただく際は加入番号をお伺いしますので、自動車共済契約承諾通知書をお手元にご用意ください。
- ロードサービスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、超過分等の費用については、お客様のご負担となります。
- 生活協同組合全国都市職員災害共済会は、ロードサービスの運営を株式会社プレステージ・コアソリューションへ委託しています。

11 出資金及び割戻金

1 出資金

自動車共済のみ加入のときは、出資金として1口50円を拠出願います。なお、火災共済に加入している場合は、出資金の拠出は必要ありません。また、脱退の場合には、出資金の全額を払い戻します。

2 割戻金

毎年度決算において自動車共済事業の剩余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量（契約台数）に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

12 本会を脱退する場合の手続き

1 脱退する場合の手続き

組合員に次のような事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きを行ってください。

（積み立てられた出資金は、全額払い戻しされます。）

- (1) 組合員が退職した場合（法定脱退）
- (2) 組合員が死亡した場合（法定脱退）
- (3) 組合員が本会共済事業を利用しなくなる場合（注：自由脱退）

（注）：自由脱退については、定款第10条の規定により事業年度末日の90日前までに予告し、当該事業年度の終わりに脱退することになります。また、出資金の払戻時期は、4月15日になります。



2 承継組合員制度

組合員が死亡した場合、その配偶者が承継組合員として共済契約を引き続き利用できます。

(1) 承継組合員の資格

承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者となります。(一代限りであり、当該配偶者が再婚されても、相手の方に承継資格は生じません。)

(2) 承継できる共済契約

組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約(同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。)

ただし、現に契約中の自動車に替えて、新たな自動車を共済契約の対象にすることができます。

(3) 承継組合員の共済利用期間

承継組合員が共済事業を利用することができる共済契約の期間は、自由脱退又は、死亡脱退するまでの間となります。

(4) 承継組合員の申請期間

承継組合員となることができる申請期間は、組合員が死亡した翌日から組合員が締結していた共済契約期間の末日の3か月後までとなります。

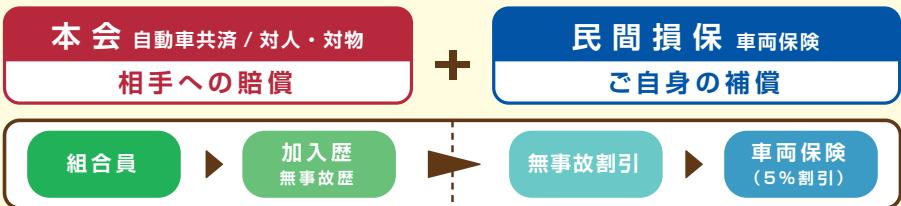
(5) 出資金

死亡した組合員の出資金は、脱退手続きにより、後日、全額戻しした後、新たに承継組合員としての申込となりますので、共済掛金と併せて初回出資金1口50円を拠出していただすこととなります。

13 車両保険の加入を希望する方へ

本会では、ご自身の車両の損害を補償する車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間損保の「車両保険」に加入することができます。

- ・本会の自動車共済は賠償共済となっており、ご自身の自動車の損害は含まれておりません。
- ・車両保険は、対人・対物賠償等を補償する自動車共済とは別に加入するもので、ご自身の自動車の損害等を補償したい場合は、別に車両保険へ加入する必要があります。



本会自動車共済契約に係る加入歴、無事故歴に基づく保険料の割引を受けて、契約することができます。

また、民間損保から本会の自動車共済に加入した場合も、民間損保の等級を引き継いで契約することができます。

車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。(年一括払)

●ご希望の方は、下記総合窓口へご相談ください。

【取扱代理店】

株式会社エイチ・ディ・ケイ / 株式会社中央保険事務所

総合窓口 **0120-918-057**

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

【引受保険会社】

AIG損害保険株式会社

詳しい内容は、WEBサイトで!
AIG損保のプラス保険 専用サイト公開中
<https://www.aig.co.jp/sonpo/lp/ind/kyosai>

WEBでカンタンお見積り依頼! 約5分で完了!

重要! ご注意ください
車検証を必ずお手元にご用意いただきながら
WEBお見積へお進みください

STEP 1

スマホで専用WEBサイトへアクセス

STEP 2

車検証を参照しながら項目を入力

STEP 3

5営業日以内に担当者よりお見積書をメールにてご案内

14 自賠責保険の加入について

自動車事故による人身事故の被害者の方を救済するため、自賠責保険(強制保険)への加入が義務づけられています。

本会の「事故処理サービスセンター」においても、自賠責保険を取り扱っておりますので、新車購入時や車検の際にご加入を希望される方は、同センターへご相談ください。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

「契約概要」及び「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載していますので、必ずご契約前にお読みいただいたうえでお申し込みください。自動車共済契約には、「自動車共済事業規約」、「自動車共済事業取扱規則」が適用されます。なお、ご契約に関する詳細については、本しおりの各項をご参照ください。

1 契約概要

(1) 共済商品の仕組みについて

共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象である自動車につき、一定期間に生じた自動車事故を共済事故とし、当該事故の発生により生じた法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害のてん補及び当該事故により生じた傷害に対して共済金を支払います。

(2) 補償の内容について

相手方への賠償		
補償内容	支払対象	補償額
対人賠償	他人の生命又は身体を害したことにより生じた損害賠償について支払います。	無制限
対物賠償	他人の財物に損害を与えたことにより生じた損害賠償について支払います。	無制限
他車運転特約	契約自動車(普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車)と同一用途の他の自動車(普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車)を借り、その自動車の運転中に生じた損害賠償について支払います。	対人・対物賠償と同じ

あなたの自身や同乗者の補償

補償内容	支払対象	補償額
自損事故傷害	運転者自身が起こした事故により、運転者本人が死傷し、これにより生じた運転者本人の損害について支払います。	普通・小型乗用車 軽四輪乗用車 1,500万円
搭乗者傷害	運転者を含む搭乗者が、身体に傷害を被った場合に支払います。	普通・小型乗用車 軽四輪乗用車 1,000万円 自動二輪車 (原付を含む) 500万円
無共済等自動車傷害	搭乗中の者が、相手方の過失により、死亡又は後遺障害が生じたときで相手方から十分な補償が受けられない場合に支払います。	2億円

(3) 共済期間について

共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、特別の事由がある場合は1年未満の短期の共済期間とすることができます。

(4) 引受条件について

共済契約者又は共済契約者と同居の親族が所有し、かつ、共済契約者又は共済契約者と同居の親族が常時運行の用に供している自動車。(ローン利用中の自動車、及び1年以上のリース自動車も含む。)ただし、業務用の自動車は契約できません。

(5) 共済掛金について

共済掛金は、車種(普通及び小型乗用車・軽四輪乗用車・自動二輪車)により異なります。

(6) 共済掛金払込方法及び共済掛金払込期間について

- ① 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。
- ② 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。
- ③ 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。

(7) 割戻金について

毎年度決算において自動車共済事業の剩余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量(契約台数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

2 注意喚起情報

(1) 告知義務等について

契約内容に以下の変更が生じた場合には、本会又は担当課(係)へ連絡してください。

- ① 共済契約の後に自動車共済契約承諾通知書に記載された通知事項(主な通知事項：契約者住所、電話番号、契約自動車の用途、車種変更、所有者氏名、又は登録番号を変更するとき等)に変更が生じた場合。

② 他の共済(保険)契約がある場合

他の共済契約等がある場合であっても、本会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。ただし、他の共済(保険)契約等から共済金又は保険金が支払われた場合には、本会共済契約で支払う共済金の額が異なる場合があります。

(2) 契約の成立と効力の発生について

共済契約は、申込の日に成立し、その日の属する月の翌月1日から効力が生じます。ただし、共済契約の成立から効力が生じる日までに共済事故が生じた場合は、成立したときに効力が生じたものとみなして共済契約上の責任を負います。

(3) 事故多発契約に対する共済契約の継続拒否について

共済契約申込みが継続の場合であって、前年度の共済期間内に3回以上の事故を起こした共済

契約について、継続を拒否することがあります。

(4) 支払い事由に該当しない場合(免責事由)について

賠償責任共済、自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、搭乗者傷害共済及び他車運転特約において、それぞれ規定されています。

(5) 共済掛金の払込猶予期間及び共済契約の失効について

共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込みの猶予期間とします。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込がされない場合は、共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅します。

(6) 解約と共済掛金の払戻しについて

共済契約者は、いつでも、共済契約を解約することができます。また、自動車が廃車及び譲渡等により共済契約期間の中途で解約される場合は、未経過共済契約期間の月数に所定の割合を乗じて得た金額を払い戻します。

(7) 共済金の支払い時期について

共済金の支払いは、原則、共済金請求に必要なすべての書類が本会に到達した日から30日以内とします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関による特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。

(8) 時効について

共済金請求の時効については、共済金の請求権が発生した時の翌日から起算して3年間です。

個人情報の取扱いについて

(個人情報の取得)

全国都市職員災害共済会(以下、「都市生協」という。)が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲とします。

(利用目的)

取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共通関連情報の提供及び都市生協の共済事業の充実の目的に限って利用します。

契約者の住所変更について

契約者住所に変更の事由が生じた場合、変更の手続きが必要となりますので、速やかに住所変更の届出をしてください。



よくある質問

皆様からよくいただく、質問をとりまとめております。
このほかの質問につきましては、ホームページの「よくある質問」をご覧ください。

主な補償内容	掛金と
示談交渉	サービス
自動車及び車種	契約でできる
運転者の範囲	加入資格者
契約期間と掛金	及び補償内容
事故が発生したとき	共済金の支払い
請求に必要な書類	共済金支払
ロードサービスについて	出資金及び割戻金
本会員登録場所手続き	車両保険の加入を
希望する方へ	自賠責保険の加入について
よくある質問書	重要事項説明書

1 共済契約の対象等について

- (問1) 共済契約者と同居の子が、別居するにあたり、契約車両を持ち出す場合、補償の対象となるか。
- (答) 既に契約している共済契約者又は、共済契約者の配偶者名義の車両を使用していた同居の子が別居先でも引き続き使用される場合は、その車両に限り契約を続けることができます。
- なお、当該契約自動車の所有者の名義変更及び入れ替えをした場合は、補償の対象とならないので解約してください。
- (問2) トラックは、共済契約の対象とすることができるか。
- (答) 主として通勤、買物、レジャー等に使用している場合は、契約することができます。なお、普通・小型自動車の場合は、積載量1トン未満の車両に限ります。
- (問3) 契約者世帯が兼業農家で、通勤に使用しない場合の自動車は契約できるか。
- (答) 通勤に使用しなくとも、主に買物、レジャー等に使用している車であれば契約できます。
- (問4) 原動機付自転車は、民間損保では普通・小型乗用車の契約に附帯して「ファミリーバイク特約」として補償対象となっているが、都市生協の場合も同様か。
- (答) 本会は、車両単位に契約するため、原動機付自転車であっても、別途自動二輪車の契約を締結することとなります。

2 共済契約について

- (問5) 1人の組合員が2台以上の自動車を契約することはできるか。
- (答) 契約できる自動車及び車種であれば、何台でも契約できます。
- (問6) 契約期間の中途中で自動車を買い替えた場合の手続きは、どうすればよいか。
- (答) 1 同一車種(共済掛金に変更を伴わない変更)の自動車に入れ替えた場合
自動車共済契約変更届により登録番号等の変更をしてください。
- 2 異なる車種(共済掛金に変更を伴う変更)の自動車に入れ替えた場合
自動車共済変更届による登録番号の変更はできませんので、「自動車共済解約届」により現契約を解約(解約区分は車種の変更)するとともに、新しい車種の新規共済契約の申込みをしてください。

3 自動車共済金について

(問7) 本会の承諾を得ず、被共済者(加害者)が被害者との間で示談した場合、その示談額が共済金として支払われるのか。

(答) 1 本会の承諾を得ずに示談した示談額については、支払えない場合があります。

2 本会が適正と認めた示談額が支払共済金となりますので、当事者間での示談は、絶対行わないでください。

(問8) 被害者から損害賠償に関する訴訟を提起された場合、裁判の対応は応じてもらえるのか。

(答) 査定専門員が対応することとし、必要に応じて本会の費用により弁護士へその対応を依頼しています。

(問9) 共済契約車両を他人が運転して事故を起こした場合、共済金は支払われるのか。

(答) 共済契約者の承諾を得て運転した場合は、共済金は支払われます。

(問10) 友人の車を運転して事故を起こした場合、共済金は支払われるのか。

(答) 他車運転特約の支払要件を満たした場合は、共済金は支払われます。

支払要件については、「他車運転特約」(6頁) を参照してください。

4 割戻金及び出資金の取扱いについて

(問11) 割戻金とは、どのようなものか。

(答) 毎年度決算において自動車共済事業の剩余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量(契約台数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

なお、次に掲げる各事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きをとり、出資金払戻請求を行ってください。

① 契約者が退職・死亡した場合(法定脱退)

② 契約者が本会共済事業を利用しなくなる場合(注:自由脱退)

注:自由脱退については、本会定款第10条の規定により、事業年度末日の90日前までに予告し、当該事業年度の終わりに脱退することになります。

5 承継組合員の共済契約について

(問12) 承継組合員が新たに車両を追加することは可能か。

(答) 承継組合員は、組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約(同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。)が対象となります。やむを得ない理由があるときは、新たな自動車の変更や追加も可能です。

規約・規則

- 自動車共済事業規約
- 自動車共済事業取扱規則
- 承継組合員承認基準規則

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

1. 自動車共済事業規約

第1章 総 則

(通 則)

第1条 この生活協同組合全国都市職員災害共済会（以下「組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、定款第68条第2号に規定する自動車共済事業を実施するものとする。

(事 業)

第2条 この組合が行う自動車共済事業は、この組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象である自動車（以下「被共済自動車」という。）につき一定期間内に生じた自動車事故を共済事故とし、当該事故により発生した法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害のてん補及び当該事故により生じた傷害に対して共済金を支払うことを約する自動車共済事業とする。

2 前項の、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対する共済を対人賠償共済及び対物賠償共済とし、傷害に対する共済を自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済及び搭乗者傷害共済とする。

(契約内容の提示)

第3条 この組合は共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、次の共済契約の内容に係る重要な事項（契約概要及び注意喚起情報）をあらかじめ正確に提示しなければならない。

- 共済商品の仕組み
- 補償の内容

- 共済期間
- 引受条件（共済金額等）
- 共済掛金に関する事項
- 共済掛金払込みに関する事項（共済掛金払込方法、共済掛金払込期間）
- 契約者割戻しに関する事項（契約者割戻しの有無）
- 共済掛金の払戻しの有無及びそれに関する事項
- 告知義務等の内容
- 責任開始期
- 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
- 共済掛金の支払猶予期間、共済契約の失効、復活等
- 解約と共に済掛金の払戻しの有無
- 特に法令等で注意喚起することとされている事項

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第4条 共済契約者は、この組合の組合員とする。

(被共済自動車の範囲)

第5条 被共済自動車は、共済契約者又はその者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者又はその者と同一世帯に属する親族が常時運行の用に供している次の各号に掲げる自家用の自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）とする。ただし、営業目的に使用されている自動車を除くものとする。

- 普通及び小型乗用車
- 軽四輪乗用車
- 自動二輪車（原動機付自転車を含む。）

2 前項にいう契約者と同一世帯に属する親族とは、その者と同一建物に居住（以下「同居」という。以下同じ。）する民法第725条に定める親族をいう。ただし、次の各号に掲げる者に限り、共済契約者と同一建物に

居住していない場合であっても同居とみなすものとする。

- (1) 共済契約者又は共済契約者の配偶者の被扶養者（所得税の控除対象となっている者をいう。）
- (2) 共済契約者が勤務の都合により単身赴任している場合、単身赴任前の同居の親族
- (3) 共済契約者又は共済契約者の配偶者が所有する被共済自動車の運行管理を継続して行う非同居の親族。ただし、共済契約者と同居していた者に限るものとする。

(共済契約の締結の単位)

第6条 共済契約は、共済の対象たる自動車1両ごとに締結するものとする。

2 同一の被共済自動車についての共済契約者は一人に限るものとする。

(共済金及び共済掛金)

第7条 共済金及び共済掛金額は、別表第1のとおりとし、その算定は別紙第1自動車共済掛金額算出方法書によるものとする。

(共済期間)

第8条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、特別な事由がある場合は、1年未満の短期の共済期間とすることができます。

(短期の共済掛金)

第9条 前条の短期の共済契約の場合の共済掛金は、共済期間1年間にに対する共済掛金の12分の1相当額（その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円位に切上げる。）に共済期間の月数を乗じて算出した金額とする。

(共済責任の及ぶ範囲)

第10条 この組合は、被共済自動車が日本国内にある間に生じた事故について共済金を支払うものとする。

第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の成立)

第11条 共済契約の申込みをしようとする者は、自動車共済契約申込書（以下「共済契約申込書」という。）に共済掛金に相当する

金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額（以下「預り金」という。）の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者（以下「共済契約申込者」という。）に交付するものとする。
- 3 この組合は、第1項の申込みがあったときは、共済の対象の範囲を調査したうえで同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。
- 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。
- 5 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の属する月の翌月1日から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続するときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了日の翌日から効力を生ずるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、この組合が第2項の預り金を受取ったときから共済契約の効力を生ずる日までの間に共済事故が発生した場合には、この組合が当該預り金を受取ったときに効力が生じたものとみなしして契約上の責任を負うものとする。
- 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく預り金を共済契約申込者に払いもどすものとする。
- 8 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済契約承諾通知書（以下「承諾通知書」という。）を共済契約申込者に交付するものとする。
- 9 共済契約者が共済期間の満了日の30日前までに当該共済契約を変更する旨通知しないときは、共済契約は継続するものとする。継続する共済契約の共済掛金が従前の共済掛金の額と異なることになる場合は、

- 継続する共済契約の共済掛金の額によるものとする。
- 10 この組合は、共済契約を継続の場合は、継続を証する通知書を交付するものとする。
- 11 この組合は、共済契約を継続の場合に、第14条第3項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、その額を差し引いて支払うものとする。
- なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第14条第3項に定める共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅するものとする。
- (**共済契約申込書の記載事項及び必要な書類**)
- 第12条** 共済契約申込書の記載事項は次に掲げるとおりとする。
- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
 - (2) 共済期間
 - (3) 共済の対象
 - (4) 共済掛金額
 - (5) 申込日
 - (6) その他この組合が必要とする事項
- 2 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に次の書類を添えて、この組合に提出しなければならない。
- (1) 自動車検査証等の写し
 - (2) 自動車損害賠償責任保険証明書等の写し
 - (3) その他この組合が必要とする書類
- (**承諾通知書の記載事項及び交付**)
- 第13条** この組合は共済契約者に対し、次の事項を記載した承諾通知書を交付しなければならない。
- (1) 組合名
 - (2) 共済契約者の氏名
 - (3) 運転者の範囲
 - (4) 共済の種類
 - (5) 共済期間
 - (6) 共済金額
 - (7) 共済の対象
 - (8) 共済掛金及びその払込方法
 - (9) 危険増加に関する通知義務
 - (10) 契約日
 - (11) 承諾通知書の作成日
- 2 前項の承諾通知書には、組合が記名押印する。
- (**共済掛金の払込み**)
- 第14条** 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。
- 2 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。
 - 3 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、第11条(共済契約の成立)に規定する共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。
- ただし、共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込の猶予期間を設けるものとする。
- (**告知義務**)
- 第15条** 共済契約者は、共済契約締結の当時、告知事項(告知事項とは、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、この組合が告知を求めたものをいう。以下同じ。)について、この組合に事実を正確に告げなければならぬ。
- 2 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げなかつたとき、又は不実のことを告げたときは、この共済契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定は、次の場合には適用しない。
 - (1) 前項の告げなかつた事実又は告げた不実のことがなくなつた場合
 - (2) この組合が共済契約締結の当時、その事実若しくは不実のことを知り、又は過失によってこれを知らなかつた場合
 - (3) 共済契約者が、事故の発生前に告知事項につき書面をもつて更正を申し出て、この組合がこれを承認した場合
 - 4 第2項の解除権は、次のいずれかに該当するときは消滅する。
 - (1) この組合が共済契約締結の後、その事実又は不実のことを知った時から、共済契約を解除しないで1か月を経過した場合
 - (2) 共済契約の締結の時から5年を経過した場合

- 5 第2項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合でも、この組合は、共済金を支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。
- 6 前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害又は傷害について適用しないものとする。

(共済契約者の通知義務)

第16条 共済契約の成立後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知し、承諾通知書に承認の裏書きの請求をしなければならない。ただし、その事実がなくなった場合には、この組合への通知は必要ないものとする。

- (1) 共済の対象である自動車の用途若しくは車種を変更し、又は自動車の登録番号を変更する場合
 - (2) 前号のほか告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
 - (3) 共済の対象につき、自動車を事故とする法律に基づく他の共済契約等（他の共済契約等とは、この共済契約の全部又は一部に対して支払責任が同じである他の共済契約又は保険契約をいう。以下同じ。）を締結する場合
 - (4) 第2条に規定する損害賠償責任にかかる訴訟を提起し、又は提起された場合
- 2 この組合は、第1項第1号又は第2号の事実の発生により、危険増加が生じた場合において、共済契約者が、故意又は重大な過失によって第1項第1号又は第2号の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときには、共済契約を解除することができる。
 - 3 前項に規定する解除権は、この組合が解除の原因となる事実を知った日以降1か月を経過した場合又は第1項の事実が発生した日以降5年を経過した場合には消滅する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、この組合は、共

済契約を解除することができる。ただし、この解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから1か月間行わなかったときは、消滅する。

- 5 第2項又は前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、第2項又は前項による解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合であっても、第1項第1号又は第2号の事実が発生した時から解除がなされた時までに発生した損害又は傷害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。
- 6 第2項による解除の場合は、前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害又は傷害については適用しないものとする。

(被共済自動車の譲渡)

第17条 被共済自動車が譲渡された場合であっても、この共済契約に基づく権利及び義務は譲受人に移転しない。

- 2 この組合は、被共済自動車が譲渡された後、被共済自動車について生じた事故については、共済金を支払わない。

(被共済自動車の入替)

第18条 被共済自動車が廃車又は譲渡された後、その代替として被共済自動車の所有者が被共済自動車と同一の用途及び車種の自動車を新たに取得した場合に、共済契約者が書面をもってその旨をこの組合に通知し、この組合がこれを承認したときは、新たに取得した自動車について、入替前の被共済自動車の共済契約を適用する。

(管理義務)

第19条 共済契約者は、被共済自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはならない。

(調査)

第20条 この組合は、被共済自動車に関し、必要な調査をし、かつ、共済契約者に対し必要な説明又は証明を求めることができる。

(事故多発契約に対する共済契約の継続拒否)

第21条 この組合は、共済契約申込みが契約継続の場合であって、前年度の共済期間内

に3回以上の事故を起こした組合員との共済契約について、継続を拒否することができる。

第3節 共済契約の無効、取消し、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第22条 共済契約は、次の各号の場合には無効とする。

(1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき。

(2) この組合若しくは共済契約者又は被共済者が共済契約の締結の当時共済契約の対象たる自動車がすでに事故にかかっていたこと又は共済の対象たる自動車につき事故の原因が発生していたことを知っていたとき。

(3) 共済契約者が第4条に定める範囲外であったとき。

(4) 被共済自動車が第5条に定める要件を具備しなかったとき。

(共済契約の取消し)

第23条 共済契約者又は被共済者の詐欺又は強迫によってこの組合が共済契約を締結した場合には、この組合は共済契約を取り消すことができる。

(共済契約の解除)

第24条 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

(重大事由による解除)

第25条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、この組合に当該共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害又は傷害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

(2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、当該共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行

おうとした場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が前2号の事由がある場合と同程度にこの組合のこれらの者に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が発生した時から解除がなされた時までに発生した損害又は傷害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。

(承認事項にかかる共済掛金の払戻し又は追加共済掛金の請求)

第26条 この組合は、第16条第1項第1号又は第2号の承認をする場合には、共済掛金を払戻し、又は追加共済掛金を請求できる。

2 前項の規定により、この組合が共済掛金を払戻す場合は、第16条第1項第1号又は第2号に規定する事実が発生した日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を払戻すものとする。

3 第1項の規定により、この組合が追加共済掛金を請求する場合は、前項により共済掛金を払戻し、第16条第1項第1号又は第2号に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日を始期とし変更前の契約の満了日を終期とする第9条に規定する短期の共済期間を適用した場合の共済掛金を請求するものとする。

4 共済契約者は、前項の追加共済掛金を第16条第1項第1号又は第2号に規定する事実が発生した日の属する月の末日までに払い込まなければならない。ただし、この組合は、この追加共済掛金の払込みについては、変更後の契約の共済期間が始まる月の末日まで、猶予期間を設けるものとする。

5 この組合は、前項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、共済契約者が第4項の追加共済掛金の支払いを怠っているときは、その額を差し引いて支払うものと

する。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第3項に定める、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日の午前零時をもって共済契約は消滅するものとする。

(共済契約無効の場合の共済掛金の払戻し)

第27条 第22条第1号の規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

2 第22条第2号から第4号までの規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済契約者に共済掛金の全部を払戻すものとする。

(共済契約取消しの場合の共済掛金の払戻し)

第28条 第23条の規定により、この組合が共済契約を取り消した場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

(共済契約解除の場合の共済掛金の払戻し)

第29条 第24条第1項により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

2 第15条第2項、第16条第2項及び第4項並びに第25条第1項により、この組合が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

3 この組合は共済契約者が、この組合とすでに締結している共済契約の共済の対象につき、その共済金額を超える金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結し、これとともに、すでにその締結している共済契約を解除したときは、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済契約の消滅)

第30条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事が発生した日において消滅する。この場

合、共済契約者は当該書面によりこの組合に通知しなければならない。

- (1) 被共済自動車が滅失したこと。
- (2) 被共済自動車が廃車又は譲渡されたこと。(第18条の場合を除く。)
- (3) 被共済自動車が解体又は法令に基づく収用若しくは買取されたこと。

2 この組合は、前項各号に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済掛金の払戻し方法)

第31条 第26条第2項、第27条第2項、第29条及び前条第2項の規定による共済掛金の払戻金は、承諾通知書又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

第3章 共済金及び共済金の支払

第1節 賠償責任共済

(対人賠償共済てん補責任)

第32条 この組合は、被共済自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の生命又は身体を害すること(以下「対人事故」という。)により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をこの節の定めるところによりてん補し、第6節の定めるところにより対人賠償共済金を支払うものとする。

2 この組合は、1回の対人事故による前項の損害の額が自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)に基づく自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険等」という。)によって支払われる金額(被共済自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する額。以下この節において同じ。)を超える場合に限り、その超える額のみをてん補するものとする。

(対物賠償共済てん補責任)

第33条 この組合は、被共済自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の財物を滅失、破損又は汚損すること（以下「対物事故」という。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をこの節の定めるところによりてん補し、第6節の定めるところにより、対物賠償共済金を支払うものとする。

(被共済者の範囲)

第34条 この節において、被共済者とは次の者をいう。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者
- (3) 共済契約者と同居の親族で被共済自動車を使用又は管理中の者
- (4) 共済契約者の承諾を得て被共済自動車を使用又は管理中の者（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、及びこれらの者が法人であるときはその理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関を含む。以下同じ。）（以下「自動車取扱業者」という。）が業務として受託した被共済自動車を使用又は管理している間を除く。）

2 この節の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用する。ただし、これによって第44条及び第45条に定めるこの組合の支払うべき共済金額の限度が増額されるものではない。

(組合による援助)

第35条 被共済者が対人事故又は対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、この組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、この組合のてん補責任額の限度において、被共済者の行う折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続について協力又は援助を行うことができるものとする。

(組合による解決－対人賠償)

第36条 被共済者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、又はこの組合が損害賠償請求権者から第37条（損害賠償請求権者による直接請求権－対人賠償）の規定

に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、この組合は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続き（弁護士の選任を含む。）を行う。

- 2 前項の場合には、被共済者はこの組合の求めに応じ、その遂行についてこの組合に協力しなければならない。
- 3 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 損害賠償請求権者が、この組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - (2) 被共済自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - (3) 正当な理由がなくて被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合

(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)

第37条 対人事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができる。

- 2 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払う。ただし、この組合がこの規約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その金額を差引いた額）を限度とする。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合又は裁判上の和解若しくは調停が成立した場合
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを

- 被共済者に対して書面で承諾した場合
- (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合
- ア 被共済者又はその法定相続人の破産
又は生死不明
- イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- 3 前条及び本条にいう損害賠償額とは、次の第1号の額から第2号及び第3号の合計額を差引いた額をいう。
- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 自賠責保険等によって支払われる金額
- (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額
- 4 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、この組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う。
- 5 第2項の規定に基づきこの組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度においてこの組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなす。
- (組合による解決一対物賠償)**
- 第38条** 被共済者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、又はこの組合が損害賠償請求権者から第39条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、この組合は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続き（弁護士の選任を含む。）を行う。
- 2 前項の場合には、被共済者はこの組合の求めに応じ、その遂行についてこの組合に協力しなければならない。
- 3 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しない。
- (1) 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額
- が、共済契約承諾通知書記載の共済金額を明らかに超える場合
- (2) 損害賠償請求権者が、この組合と直接、折衝することに同意しない場合
- (3) 正当な理由がなくて被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合
- (損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償)**
- 第39条** 対物事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払いを請求することができる。
- 2 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払う。ただし、1回の対物事故につきこの組合がこの規約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度とする。
- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合又は裁判上の和解若しくは調停が成立した場合
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
- (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合
- ア 被共済者又はその法定相続人の破産
又は生死不明
- イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- 3 前条及び本条にいう損害賠償額とは、次の第1号の額から第2号の額を差引いた額をいう。
- (1) 被共游者が損害賠償請求権者に対し

- て負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額
- 4 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、この組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う。
- 5 第2項又は第7項の規定に基づきこの組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度においてこの組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなす。
- 6 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につきすでにこの組合が支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を含む。）が共済契約承諾通知書記載の共済金額をこえると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権行使することはできず、またこの組合は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 第2項第4号に規定する事実があった場合
- (2) 損害賠償請求権者が被共済者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者又はその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- (3) この組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合
- 7 前項第2号又は第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、この組合は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払う。ただし、1回の対物事故につきこの組合がこの規約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度とする。
- (共済金を支払わない損害一対人・対物賠償共通)**
- 第40条** この組合は、次の事由によって生じた損害については対人賠償共済金及び対物賠償共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者、被共済者又はこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 共済金の支払いに関し、直接の利害関係を有する者の故意（それによってその被共済者が賠償責任を負担することによって被る損害に限る。）
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。）
- (4) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火
- (5) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
- (6) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
- (7) 第3号から第6号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故
- (8) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。
- 2 この組合は、被共済者が損害賠償に関する第三者との間に特約を締結しているときは、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害については、対人賠償共済金及び対物賠償共済金を支払わない。
- (共済金を支払わない損害一対人賠償)**
- 第41条** この組合は、前条のほか対人事故により次の者の生命又は身体が害された場合に、それによって被共済者の被る損害については、対人賠償共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者

- (2) 被共済自動車を運転中の者又はその配偶者、父母若しくは子
- (3) 被共済者の配偶者、父母又は子
- (4) 被共済者の業務（家事を除く。以下同じ。）に従事中の使用者
- (5) 被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用者（被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用しているときに限る。）

(共済金を支払わない損害－対物賠償)

第42条 この組合は、第40条のほか対物事故により次の者の所有、使用又は管理する財物が滅失、破損又は汚損した場合に、それによって被共済者が被る損害については、対物賠償共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者
- (2) 被共済自動車を運転中の者又はその配偶者、父母若しくは子
- (3) 被共済者の配偶者、父母又は子
- (4) 被共済者の使用者（被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用しているときに限る。）

(費用)

第43条 この組合は、共済契約者又は被共済者が支出した次の費用（収入の喪失を含まない。）は、これを損害の一部とみなす。

- (1) 第77条第1号に規定する損害の防止又は軽減のために必要又は有益であった費用
- (2) 第77条第4号に規定する権利の保全又は行使に必要な手続きをするためにこの組合の書面による同意を得て支出した費用
- (3) 損害賠償に関する争訟について、被共済者がこの組合に書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に要した費用、その他権利の保全又は行使に必要な手続をするために要した費用

(対人賠償共済金)

第44条 1回の対人事故についてこの組合が支払う対人賠償共済金の額は、次の第1号及び第2号の額の合計額から第3号の額を差し引いた額とする。なお、生命又は身体を害された者1名についての対人賠償共済金額は無制限とする。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 前条各号の費用
- (3) 自賠責保険等によって支払われる金額

(対物賠償共済金)

第45条 1回の対物事故についてこの組合の支払う対物賠償共済金の額は、次の第1号及び第2号の額の合計額から第3号の額を差し引いた額とする。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 第43条各号の費用
- (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

(代位)

第46条 被共済者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、この組合は、その損害をてん補した金額の限度内で、かつ、被共済者の権利を害さない範囲内で被共済者がその者に対して有する権利を取得する。

第2節 自損事故傷害共済

(支払責任)

第47条 この組合は、被共済自動車（自動二輪車（原動機付自転車を含む。）を除く。）の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により被共済者が身体に傷害（ガス中毒を含む。以下この節において同じ。）を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害について自賠法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この節及び第6節の定めるところにより、自損事故傷害共済金（死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金をいう。以下この節において同じ。）を支払うものとする。

2 前項の傷害には、日射、熱射又は精神的衝動による障害は含まない。

(被共済者の範囲)

第48条 この節において被共済者とは、被共済自動車（自動二輪車（原動機付自転車を含む。）を除く。）を運転中の次の者をいう。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約者の配偶者
 - (3) 共済契約者と同居の親族
 - (4) 共済契約者の承諾を得た者
- (共済金を支払わない場合)**

第49条 この組合は、次の傷害については、自損事故傷害共済金を支払わない。

- (1) 被共済者の故意によって、その本人について生じた傷害
- (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被共済自動車を運転している場合、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
- (3) 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害
- (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によって、その本人に生じた傷害
- 2 この組合は、傷害が自損事故傷害共済金を受取るべき者の故意によって生じたときは、その者の受取るべき金額については、当該共済金を支払わない。
- 3 この組合は、平常の生活又は業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいう。以下同じ。）に対しては、自損事故傷害共済金を支払わない。
- 4 この組合は、次の事由によって生じた傷害については、自損事故傷害共済金を支払わない。
 - (1) 戦争、外国の武行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - (2) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火
 - (3) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その

他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

- (4) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故
- (6) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。

5 この組合は、自動車取扱業者が被共済自動車を業務として受託している間に、被共済者に生じた傷害については、自損事故傷害共済金を支払わない。

(死亡共済金)

第50条 この組合は、被共済者が第47条の傷害を被り、その直接の結果として死亡したときは、被共済者1名につき、1,500万円を死亡共済金として支払うものとする。

(後遺障害共済金)

第51条 この組合は、被共済者が第47条の傷害を被り、その直接の結果として、別表第2後遺障害別等級表（以下「別表第2」という。）に掲げる後遺障害が生じたときは、別表第2の各等級に定める金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

2 この組合は、別表第2の各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなす。

3 この組合は、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の額の後遺障害共済金を支払うものとする。

(1) 別表第2の第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める額

(2) 前号以外の場合で、別表第2の第1級から第8級までの後遺障害が2種以

上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める額

- (3) 前2号以外の場合で、別表第2の第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める額(それぞれの額の合計額が前記の額に達しない場合は、当該合計額とする。)

- (4) 前各号以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に定める額

- 4 すでに後遺障害のある被共済者が第47条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表第2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額からすでにあった後遺障害に該当する等級に定める金額を差し引いた金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

- 5 この節において後遺障害とは、身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。

(医療共済金)

- 第52条** この組合は、被共済者が第47条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて200日以内に医師の治療を要したときは、次の各号に規定する金額の合計額を医療共済金として支払うものとする。

- (1) 1回の事故につき、5,000円
(2) 傷害を被った部位及びその症状に応じ、別表第3に定める金額。ただし、医師の治療のために病院又は診療所に入院又は通院した治療日数(医師による往診日数を含む。)の合計が5日以上(5日目の入院又は通院の日が事故の発生の日からその日を含めて200日以内の場合に限る。)となった場合に限る。

- 2 別表第3の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、医療共済金を支払う。

- 3 同一事故により被った傷害の部位及び症

状が別表第3の複数の項目に該当する場合、この組合は、それぞれの項目により支払われるべき共済金のうち、もっとも高い金額を医療共済金として支払う。

- 4 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる傷害を被り、第1項第2号に規定する医療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合、この組合は、第54条第1項の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき共済金のうち、高い方の金額を医療共済金として支払う。

(共済金の併給及び控除)

- 第53条** この組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払うものとする。

- 2 この組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金又は医療共済金があるときは、1,500万円からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払うものとする。

(すでに存在していた身体障害又は疾病的影響等)

- 第54条** 被共済者が第47条の傷害を被ったときすでに存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第47条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病的影響により第47条の傷害が重大となったときは、この組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払うものとする。

- 2 正当な理由がなくて被共済者が治療を怠り、又は共済契約者若しくは共済金を受取るべき者が治療をさせなかつたために第47条の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払うものとする。

(責任限度額)

- 第55条** 1回の事故について、被共済者1名に対してこの組合が支払うべき自損事故傷害共済金の額は、第50条、第51条及び第52条から第54条までの規定による額とし、かつ1,500万円を限度とする。

(代位)

- 第56条** この組合が自損事故傷害共済金を支払った場合でも被共済者又はその相続人が

その傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しない。

第3節 無共済等自動車傷害共済

(支払責任)

第57条 この組合は、無共済自動車又は無保険自動車（以下「無共済等自動車」という。）の所有、使用又は管理に起因して、被共済自動車の正規の乗車用構造装置のある場所又は当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。）に搭乗中の者（以下この節において「被共済者」という。）の生命が害されること、又は身体が害されその直接の結果として後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。）が生じること（以下「無共済等自動車事故」という。）によって被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について、賠償義務者がある場合に限り、この節及び第6節の定めるところにより、無共済等自動車傷害共済金を支払うものとする。

2 この組合は、1回の無共済等自動車事故による前項の損害の額（第62条第1項に定める損害の額をいう。）が次の第1号及び第2号の合計額を超える場合に限り、その超える額についてのみ無共済等自動車傷害共済金を支払うものとする。

(1) 自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、又は自動車損害賠償保障事業により損害のてん補を受けられる場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下この節において同じ。）

(2) 対人賠償共済等によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害のてん補を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額又は保険金額（対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額又は保険金額の合計額とする。以下この節におい

て同じ。）

(用語の定義)

第58条 この節において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義によるものとする。

(1) 賠償義務者

無共済等自動車の所有、使用又は管理に起因して被共済者の生命又は身体を害することにより、被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者をいう。

(2) 相手自動車

被共済自動車以外の自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）であって被共済者の生命又は身体を害した自動車をいう。ただし、被共済者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）を除く。

(3) 共済金請求権者

無共済等自動車事故によって傷害を被った次の者をいう。

ア 被共済者（被共済者が死亡したときは、その相続人とする。）

イ 被共済者の配偶者、父母又は子

(4) 対人賠償共済等

自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の生命又は身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する共済契約又は保険契約で自賠責保険等以外のものをいう。

(無共済等自動車の定義)

第59条 この規約において、無共済等自動車とは、相手自動車で、次の各号のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいう。

(1) その自動車について適用される対人賠償共済等がない場合

(2) その自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担すること

によって被る損害のてん補を全く受け
ることができない場合

(3) その自動車について適用される対人
賠償共済等の共済金額又は保険金額が、
第62条に規定する損害の額から自賠責
保険等によって支払われる金額を差し
引いた額に達しない場合

2 相手自動車が明らかでないと認められる
場合は、その自動車を無共済等自動車とみ
なす。

3 相手自動車が2台以上ある場合、前2項
の規定にかかわらず、それぞれの相手自動
車について適用される対人賠償共済等の共
済金額又は保険金額の合計額（第1項第1
号及び第2号並びに前項に該当する相手自
動車については、共済金額又は保険金額が
ないものとして計算する。）が、第62条に
規定する損害の額から自賠責保険等によっ
て支払われる金額を差し引いた額に達しな
いと認められるときに限り、それぞれの相
手自動車を無共済等自動車とみなす。

（個別適用）

第60条 この節の規定は、それぞれの被共済
者ごとに個別に適用する。

（共済金を支払わない場合）

第61条 この組合は、次に掲げる事由によ
って生じた損害については、無共済等自動車
傷害共済金を支払わない。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権
奪取、内乱、武装反乱その他これらに
類似の事変又は暴動

（2）台風、洪水、高潮、地震、津波又は
噴火

（3）核燃料物質若しくは核燃料物質によ
つて汚染された物の放射性、爆発性その
他有害な特性の作用又はこれらの特性
に起因する事故

（4）前号に規定した以外の放射線照射又
は放射能汚染

（5）前各号の事由に随伴して生じた事故
又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく
事故

（6）被共済自動車を競技、曲技（競技又
は曲技のための練習を含む。）若しくは
試験のために使用すること、又は、被
共済自動車を競技、曲技若しくは試験

を行うことを目的とする場所において
使用すること。

2 この組合は、次の損害については、無共
済等自動車傷害共済金を支払わない。

（1）被共済者の故意によって生じた損害
（2）被共済者が法令に定められた運転資
格を持たないで被共済自動車を運転し
ている場合、道路交通法第65条第1項
に定める酒気を帯びた状態で被共済自
動車を運転している場合、又は麻薬、
大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等
の影響により正常な運転ができないお
それがある状態で被共済自動車を運転
している場合に生じた損害

（3）被共済者が、被共済自動車の使用に
ついて、正当な権利を有する者の承諾
を得ないで、被共済自動車を運転して
いるときに生じた損害

（4）被共済者の闘争行為、自殺行為又は
犯罪行為によって生じた損害

3 この組合は、損害が無共済等自動車傷害
共済金を受取るべき者の故意によって生じ
たときは、その者の受取るべき金額につ
いては、当該共済金を支払わない。

4 この組合は、次の各号に掲げるいずれか
の者が賠償義務者であるときは、無共済等
自動車傷害共済金を支払わない。ただし、
これらの者以外に賠償義務者がある場合は
この限りではない。

（1）被共済者の配偶者、父母又は子

（2）被共済者の使用者（被共済者がその
使用者の業務（家事を除く。以下同じ。）
に従事しているときに限る。）

（3）被共済者の使用者の業務に無共済等
自動車を使用している他の使用者（被
共済者がその使用者の業務に従事して
いるときに限る。）

5 この組合は、被共済者の配偶者、父母又
は子の運転する無共済等自動車によって、
被共済者の生命又は身体が害された場合は
無共済等自動車傷害共済金を支払わない。
ただし、無共済等自動車が2台以上あると
きで、これらの者又は前項第2号若しくは
第3号に掲げる者以外の者が運転する他の
無共済等自動車がある場合はこの限りでな
い。

6 被共済自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害のてん補を受けることができる場合（共済金請求権者が対人賠償共済等によって損害賠償額の支払いを直接受けができる場合を含む。）には、この組合は、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。

7 この組合は、次の各号に該当する者は、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。

（1）異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

（2）業務として、被共済自動車を受託している自動車取扱業者

（損害額の決定）

第62条 無共済等自動車傷害共済金の算定の基礎となる損害の額は、賠償義務者が被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被った損害について法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めるものとする。

2 前項の額は、共済金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかくわらず、次の各号に定める手続きによって決定する。

（1）この組合と共に済金請求権者との間の協議

（2）前号の協議が成立しないときは、この組合と共に済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解又は調停

（費用）

第63条 共済契約者又は被共済者が支出した次の費用（収入の喪失を含まない。）は、これを損害の一部とみなす。

（1）第77条第1号に規定する損害の防止又は軽減のために必要又は有益であった費用

（2）第77条第4号に規定する権利の保全又は行使に必要な手続きをするためにこの組合の書面による同意を得て支出した費用

（支払共済金の計算）

第64条 1回の無共済等自動車事故についてこの組合の支払う無共済等自動車傷害共済

金の額は、第62条の規定によって決定される損害の額及び前条の費用の合計額から、次の各号の額の合計額を差し引いた額（ただし、1回の無共済等自動車事故において、この組合が支払う無共済等自動車傷害共済金の限度額は、被共済者1名につき、2億円とする。）とする。

（1）自賠責保険等によって支払われる金額

（2）対人賠償共済等によって、賠償義務者が第57条第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害のてん補を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額又は保険金額

（3）共済金請求権者が、賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額（賠償義務者がその損害賠償金の全部又は一部について、自賠責保険等又は対人賠償共済等によっててん補を受けているときは、そのてん補を受けた額を差引いた額とする。）

（4）第62条の規定によって決定される損害の額及び前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額

（共済金請求権者の義務）

第65条 被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が第57条第1項の損害を被ったときは、共済金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求を行い、かつ、次の事項を書面によってこの組合に通知しなければならない。

（1）賠償義務者の住所、氏名又は名称

（2）賠償義務者の損害をてん補する対人賠償共済等の有無及びその内容

（3）賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

（4）共済金請求権者が第57条第1項の損害について、賠償義務者、自賠責保険等若しくは対人賠償共済等の共済者若しくは保険者又は賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金又は損害賠償額があるときは、その額

2 共済金請求権者が、正当な理由がなくて

前項の義務を怠った場合は、この組合は共済金を支払わない。

(代 位)

第66条 共済金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、第46条の規定を適用する。ただし、この場合には、同条中の「被共済者」を「共済金請求権者」と読み替えるものとする。

第4節 搭乗者傷害共済

(支払責任)

第67条 この組合は、被共済自動車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。）に搭乗中の被共済者が被共済自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含む。以下この節において同じ。）を被った場合は、この節及び第6節に定めるところにより、搭乗者傷害共済金（死亡共済金、後遺障害共済金及び医療共済金をいう。以下この節において同じ。）を支払うものとする。

2 前項の傷害には、日射、熱射又は精神的衝動による障害は含まない。

(被共済者の範囲)

第68条 この節における被共済者とは、被共済自動車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。）に搭乗中の者をいう。ただし、第3章第2節に定めるところによりこの組合から支払われる自損事故傷害共済金を受取る被共済者を除く。

(共済金を支払わない場合)

第69条 この組合は、次の傷害については、搭乗者傷害共済金を支払わない。

(1) 被共済者の故意によって、その本人について生じた傷害

(2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被共済自動車を運転している場合、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等

の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害

(3) 被共済者が被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害

(4) 被共済者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によって、その本人について生じた傷害

2 この組合は、傷害が搭乗者傷害共済金を受取るべき者の故意によって生じたときは、その者の受取るべき金額については、当該共済金を支払わない。

3 この組合は、平常の生活又は業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病に対するは、搭乗者傷害共済金を支払わない。

4 この組合は、次の事由によって生じた傷害については、搭乗者傷害共済金を支払わない。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

(2) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火

(3) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

(4) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染

(5) 前各号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故

(6) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用する場合

5 この組合は、次の各号に該当する者は、搭乗者傷害共済金を支払わない。

(1) 異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

(2) 業務として、被共済自動車を受託し

ている自動車取扱業者

(死亡共済金)

第70条 この組合は、被共済者が第67条の傷害を被り、その直接の結果として、傷害を受けた日から200日以内に死亡したときは、被共済者1名につき、1,000万円を死亡共済金として支払うものとする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、死亡共済金は被共済者1名につき、500万円とする。

(後遺障害共済金)

第71条 この組合は、被共済者が第67条の傷害を被り、その直接の結果として、傷害を受けた日から200日以内に別表第2に掲げる後遺障害が生じたときは、別表第2の各等級に定める金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

2 この組合は、別表第2の各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなす。

3 この組合は、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の額の後遺障害共済金を支払うものとする。

(1) 別表第2の第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める額

(2) 前号以外の場合で、別表第2の第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める額

(3) 前2号以外の場合で、別表第2の第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める額（それぞれの額の合計額が前記の額に達しない場合は、当該合計額とする。）

(4) 前各号以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に定める額

4 すでに後遺障害のある被共済者が第71条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、

別表第2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額からすでにあった後遺障害に該当する等級に定める金額を差し引いた金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

5 被共済者が傷害を受けた日から200日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害共済金を支払う。

6 この節において後遺障害とは、身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。

(医療共済金)

第72条 この組合は、被共済者が第67条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて200日以内に医師の治療を要したときは、次の各号に規定する金額の合計額を医療共済金として支払うものとする。

(1) 1回の事故につき、5,000円

(2) 傷害を被った部位及びその症状に応じ、別表第3に定める金額。ただし、医師の治療のために病院又は診療所に入院又は通院した治療日数（医師による往診日数を含む。）の合計が5日以上（5日目の入院又は通院の日が事故の発生の日からその日を含めて200日以内の場合に限る。）となった場合に限る。

2 別表第3の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、医療共済金を支払う。

3 同一事故により被った傷害の部位及び症状が別表第3の複数の項目に該当する場合、この組合は、それぞれの項目により支払われるべき共済金のうち、もっとも高い金額を医療共済金として支払う。

4 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる傷害を被り、第1項第2号に規定する医療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害

を被った場合、この組合は、第74条第1項の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき共済金のうち、高い方の金額を医療共済金として支払う。

(共済金の併給及び控除)

第73条 この組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払うものとする。

2 この組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金又は医療共済金があるときは、1,000万円からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払うものとする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、搭乗者傷害共済金の限度は、500万円とする。

(すでに存在していた身体障害又は疾病の影響等)

第74条 被共済者が第67条の傷害を被ったときすでに存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第67条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第67条の傷害が重大となったときは、この組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払うものとする。

2 正当な理由がなくて被共済者が治療を怠り、又は共済契約者若しくは共済金を受取るべき者が治療させなかつたために第67条の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払うものとする。

(責任限度額)

第75条 1回の事故について、被共済者1名に対してこの組合が支払うべき搭乗者傷害共済金の額は、第70条から第74条までに規定する額とし、かつ、1,000万円を限度とする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、500万円を限度とする。

2 1回の事故においてこの組合が支払う搭乗者傷害共済金の額は、被共済自動車の乗車定員に1,000万円を乗じて得た額を限度とする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、乗車定員に500万円を乗じて得た額を限度

とする。

(代 位)

第76条 この組合が搭乗者傷害共済金を支払った場合でも、被共済者又はその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しない。

第5節 事故発生時の義務

(事故発生時の義務)

第77条 共済契約者又は被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければならない。

(1) 損害の発生及び拡大の防止に努め、又は運転者その他の者をしてこれに努めさせること。

(2) 事故発生の日時、場所及び事故の概要を遅滞なくこの組合に通知すること。

(3) 次の事項を遅滞なく、書面でこの組合に通知すること。

ア 事故の状況、被害者の住所、氏名又は名称

イ 事故発生の日時、場所及び事故の状況について証人となる者があるときは、その者の住所、氏名又は名称

ウ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

(4) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。以下同じ。）をできる場合には、その権利の保全又は行使に必要な手続をすること。

(5) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめこの組合の承認を得ないで、その全部又は一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当又は護送その他緊急措置にかかる費用についてはこの限りではない。

(6) 損害賠償の請求について訴訟を提起し、又は提起されたときは、遅滞なくこの組合に通知すること。

(7) 第3号のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、又この組合が行う損害又は傷害の調査に協力すること。

(事故発生時の義務違反)

- 第78条** 共済契約者又は被共済者が、正当な理由がなくて前条第2号、第3号、第6号又は第7号の規定に違反した場合は、この組合は、それによって被った損害の額を差し引いて共済金を支払う。
- 2 共済契約者が、正当な理由がなくて前条第1号、第4号又は第5号の規定に違反した場合は、この組合は、次の金額を差引いて共済金を支払うものとする。
- (1) 前条第1号に違反した場合は、防止又は軽減することができたと認められる損害の額
 - (2) 前条第4号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - (3) 前条第5号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- 3 共済契約者が、前条第3号若しくは第7号の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し若しくは変造した場合には、この組合は、共済金を支払わない。

第6節 共済金の支払

(共済金の請求)

- 第79条** この組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使できるものとする。

- (1) 賠償責任共済に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時
- (2) 自損事故傷害共済に関しては、次に掲げる時
 - ア 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - ウ 医療共済金については、事故の発生の日を含めて200日以内の治療日数が5日となった時又は治療が終了した時

のいづれか早い時

- (3) 無共済等自動車傷害共済に関しては、被共済者が死亡した時又は被共済者に後遺障害が生じた時
 - (4) 搭乗者傷害共済に関しては、次に掲げる時
 - ア 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - ウ 医療共済金については、事故の発生の日を含めて200日以内の治療日数が5日となった時又は治療が終了した時のいづれか早い時
- 2 共済金の請求は、共済金請求権者の代表者として共済契約者が行うものとする。
- 3 共済契約者は、共済金の支払いを請求しようとするときは、共済金支払請求書に共済契約承諾通知書及び次に掲げる書類を添え、遅滞なく、この組合に提出しなければならない。
- (1) 関係官署の交通事故証明書
 - (2) 事故報告書
 - (3) 示談書
 - (4) 示談額の裏付書類
 - (5) 医師の診断書
 - (6) 死体検案書または死亡診断書
 - (7) 診療費明細書および領収書
 - (8) 看護料、雑費などの明細書および領収書
 - (9) 事故現場見取図及び損害状況写真又はこれに代わるべき資料
 - (10) 修理費請求書又は見積書
 - (11) その他特にこの組合が必要とする書類
- 4 前項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。
- ### (共済金の支払時期及び場所)
- 第80条** この組合は、前条第3項の書類がこの組合に到達した日から30日以内にこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所において、共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- (1) 共済金の支払事由発生の有無
 - 事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び被共済者に該当す

る事実

(2) 共済金が支払われない事由の有無

共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

(3) 共済金を算出するための事実

損害の額又は障害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容

(4) 共済契約の効力の有無

この共済契約において規定する解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無

(5) 第1号から第4号までのほか、この組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実

他の共済等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものとの有無及び内容等

2 前項に規定する事項の確認をするために、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、前条第3項の書類がこの組合に到達した日の翌日以後、次のいずれかの日数が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この組合は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に通知することとする。

(1) 前項第1号から第5号までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180日

(3) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

(4) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

(5) 災害救助法が適用された災害の被災

地域における、前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日

(6) 前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3 前各項の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の日数に算入しないものとする。

(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第81条 他の共済契約等がある場合であっても、この組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払うものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、他の共済契約等（他の共済契約等とは、この共済契約の全部又は一部に対して支払責任が同じである他の共済契約又は保険契約をいう。）により優先して共済金若しくは保険金が支払われる場合又は既に共済金若しくは保険金が支払われている場合には、この組合は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払う。

(1) 賠償責任共済に関しては、損害額

(2) 前号の損害額はそれぞれの共済契約又は保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とする。

(3) 自損事故傷害共済に関しては、それぞれの共済契約又は保険契約について、他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金のうち最も高い額

(4) 無共済等自動車傷害に関しては、損害額

第4章 他車運転特約

(特約適用条件)

第82条 この特約は、被共済自動車の用途及び車種が、第5条第1項第1号又は第2号に規定するものである場合に適用する。

(他の自動車の定義)

第83条 この特約において、他の自動車とは、共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）以外の自動車であって、その用途及び車種が第5条第1項第1号又は第2号に規定するものをいう。ただし、共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同居の親族が當時使用する自動車を除く。

（てん補責任—賠償責任）

第84条 この組合は、共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同居の親族が、自ら運転者として運転中（駐車又は停車中を除く。以下この節において同じ。）の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、第3章第1節の賠償責任共済の規定を適用する。

2 この組合は、この特約により第32条第2項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自賠法に基づく自賠責保険等によって、支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払う。

3 他の自動車について適用される共済契約又は保険契約で、前2項の規定によりこの組合がてん補すべき損害の全部又は一部をてん補するもの（以下「他の自動車の共済契約等」という。）がある場合は、第81条第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害の額が他の自動車の共済契約等によっててん補される額を超えるときに限り、その超える額のみをてん補する。

（支払責任—自損事故傷害）

第85条 この組合は、共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同居の親族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、第3章第2節の自損事故傷害共済の規定を適用する。

2 他の自動車に適用される共済契約又は保険契約で、第47条と支払責任の発生要件を

同じくするものによって、被共済者が被った損害について共済金又は保険金が支払われる場合は、この組合は、共済金を支払わない。

（支払責任—搭乗者傷害）

第86条 この組合は、共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同居の親族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、第3章第4節の搭乗者傷害共済の規定を適用する。ただし、この場合における被共済者は、他車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。）のある場所に搭乗中（異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗している場合を除く。）の者に限る。

（共済金を支払わない場合）

第87条 この組合は、第3章第1節及び第2節の規定による場合のほか、次の時に生じた事故により被共済者が被った損害又は傷害については、共済金を支払わない。

- (1) 被共済者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
- (2) 被共済者が役員となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- (3) 自動車の修理、保管、給油、売買、陸送、賃貸又は運転代行等自動車を扱う業務のために他の自動車を運転しているとき。
- (4) 被共済者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- (5) 被共済者が競技（競技のための練習を含む。）、曲技又は試験のために他の自動車を運転しているとき。

第5章 異議の申立て

（異議の申立て及び審査委員会）

第88条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があつたことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあつたときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、自動車共済事業取扱規則（以下「取扱規則」という。）の定めるところによる。

第6章 雜 則

（支払備金及び責任準備金）

- 第89条** この組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積立てるものとする。
- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第2責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とする。

（支部の設置）

- 第90条** この組合は、この規約による共済事業を実施するため、定款第4条に規定する職域に支部を置き、その長をもって支部長とする。
- 2 支部の業務は、取扱規則に定める。

（時 効）

- 第91条** 共済金の支払いを請求する権利は、第79条第1項第1号から第4号に定める時の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。
- 2 共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、請求事由の発生した日の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

（質入等の制限）

- 第92条** 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

（共済契約による権利義務の承継）

- 第93条** 共済契約者が死亡した場合は、当該共済期間を限度として、相続人が共済契約

による権利義務を承継するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合には、定款第6条第2項の規定により組合の承認を得た者は、組合が別に定める共済契約の権利義務を承継することができる。

（細 則）

第94条 この規約に定めるもののほか、自動車共済事業の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、取扱規則で定める。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成22年3月26日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 第25条（重大事由による解除）、第26条（承認事項にかかる共済掛金の払戻し又は追加共済掛金の請求）の規定は適用日以前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。
- 3 契約成立時期にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、第80条（共済金の支払時期及び場所）の規定を適用する。

附 則

この規約は、厚生労働大臣認可の日（令和元年6月21日）から施行し、令和元年7月1日から適用する。

別表第1 自動車共済事業共済金及び共済掛金額

車種別	共済掛金額	共済金額
普通及び小型乗用車	年 28,000円	対人賠償無制限 対物賠償無制限
軽四輪乗用車	年 17,000円	対人賠償無制限 対物賠償無制限
自動二輪車 (原動機付自転車を含む。)	年 9,000円	対人賠償無制限 対物賠償無制限

別表第2 後遺障害別等級表

等級	後遺障害	自損事故共済金	搭乗者傷害共済金	
			普通・小型、 軽四輪乗用車	自動二輪車 (原動機付自転車)
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したるもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円	1,000万円	500万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,332万円	888万円	444万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	1,176万円	784万円	392万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの	1,030万円	686万円	343万円

第5級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>5 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>6 1上肢の用を全廢したもの</p> <p>7 1下肢の用を全廢したもの</p> <p>8 両足の足指の全部を失ったもの</p>	885万円	590万円	295万円
第6級	<p>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廢したものの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廢したものの</p> <p>8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの</p>	750万円	500万円	250万円
第7級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廢したもの</p> <p>8 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すものの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すものの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廢したもの</p> <p>12 女子の外貌に著しい醜状を残すものの</p> <p>13 両側の睾丸を失ったもの</p>	627万円	418万円	209万円

第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	504万円	336万円	168万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの			
	3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの			
	4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの			
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの			
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの			
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの			
	8 1上肢に偽関節を残すもの			
	9 1下肢に偽関節を残すもの			
	10 1足の足指の全部を失ったもの			
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	392万円	262万円	131万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの			
	3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの			
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの			
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの			
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの			
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの			
	9 1耳の聴力を全く失ったもの			
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			
	12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの			
	13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの			
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの			
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの			
	16 生殖器に著しい障害を残すもの			
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	303万円	202万円	101万円
	2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの			
	3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの			
	4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの			
	5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの			
	6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの			
	7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの			
	8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの			
	9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの			

第10級	10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの			
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	225万円	150万円	75万円
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの	157万円	104万円	52万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	101万円	68万円	34万円

第13級	6 1手のこ指の用を廃したもの			
	7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの			
第14級	8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの			
	9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの			
第13級	10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの			
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの			
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの			
	2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの			
第14級	3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの			
	4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの			
第14級	5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	57万円	38万円	19万円
	6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの			
第14級	7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの			
	8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの			
第14級	9 局部に神経症状を残すもの			
	10 男子の外貌に醜状を残すもの			

- (注) 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第3 医療共済金支払額基準

部 位	症 状	挫傷・擦過挫傷	打撲	切創・挫滅創	筋の完全断裂	腱または断裂	骨折・脱臼	欠損・切断	頭蓋内出血腫または(いずれも皮下を除く)	眼球の内出血腫または(いずれも皮下を除く)	神経(脊髄を除く)	脊髄の損傷または断裂	眼瞼器及び破裂・損傷	眼球の破裂・損傷	熱傷	その他の
頭部		5万円	15万円	—	60万円	—	70万円	70万円	—	—	—	—	5万円	5万円		
顔面部(歯牙・眼を除く)		5万円	5万円	—	25万円	15万円	—	20万円	20万円	—	—	—	5万円	5万円		
眼		—	—	—	—	—	20万円	40万円	—	50万円	—	—	—	5万円		
歯牙		—	—	—	—	5万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5万円
頸部		5万円	5万円	—	70万円	—	—	40万円	70万円	—	—	5万円	5万円			
胸部・腹部		5万円	10万円	15万円	30万円	—	—	—	—	70万円	5万円	5万円				
背部・腰部・臀部		5万円	10万円	15万円	60万円	—	—	40万円	70万円	—	5万円	5万円				
上肢(手指を除く)		5万円	5万円	30万円	30万円	30万円	—	30万円	—	—	5万円	5万円				
手指		5万円	5万円	30万円	10万円	10万円	—	30万円	—	—	5万円	5万円				
下肢(足指を除く)		5万円	5万円	30万円	45万円	50万円	—	30万円	—	—	5万円	5万円				
足指		5万円	5万円	10万円	15万円	15万円	—	10万円	—	—	5万円	5万円				
全身		5万円	30万円	—	—	—	—	—	—	—	30万円	5万円				

(注) 全身とは、以下の(1)から(6)までの部位のうち3部位以上にわたるものという。

(1)頭部 (2)顔面部 (3)頸部 (4)胸部、腹部、背部、腰部及び臀部 (5)上肢(手指を除く) (6)下肢(足指は除く)

2. 自動車共済事業取扱規則

(総 則)

第1条 この取扱規則は自動車共済事業規約（以下「規約」という。）第94条の規定にもとづき共済事業の実施に関し必要な事項を定める。

(共済契約者の範囲)

第2条 規約第4条に規定する組合員は生活協同組合全国都市職員災害共済会（以下「組合」という。）の組合員とする。

(1) 普通及び小型乗用車

用途及び車種	自動車分類番号	登録番号標の塗色
自家用普通乗用車	3、30～39、300～399	白地に緑文字
自家用小型乗用車	5、50～59、500～599 7、70～79、700～799	
自家用普通貨物車	1、10～19、100～199	
自家用小型貨物車	4、40～49、400～499 6、60～69、600～699	

(2) 軽四輪乗用車

用途及び車種	自動車分類番号	登録番号標の塗色
自家用軽四輪乗用車	50～59、500～599	黄地に黒文字
自家用軽四輪貨物車	40～49、400～499 60～69	

(3) 自動二輪車

車 種	総 排 気 量	登録番号標の塗色
小型自動二輪車	総排気量250cc超	白地に緑文字
軽自動二輪車	総排気量125cc超250cc以下	
原動機付自転車	総排気量50cc以下	白地に濃紺文字
	総排気量50cc超90cc以下	黄地に濃紺文字
	総排気量90cc超125cc以下	桃地に濃紺文字

2 前項に規定する自家用の自動車とは、通勤、買物及びレジャー等に使用するものという。

(被共済自動車の範囲)

第3条 規約第5条に規定する被共済自動車は、共済契約者又はその者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者又はその者と同一世帯に属する親族が常時運行の用に供している次表に掲げる自家用の自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含む。）とする。ただし、営業目的に使用されている自動車を除くものとする。

(共済期間の始期及び終期)

第4条 規約第8条の規定による共済期間は、共済契約が効力を生じた月の第1日（初日）から起算して、その期間の最終月（12カ

月日)の末日を満期日とする。

(短期の共済期間)

第5条 規約第8条ただし書きの規定により、1年未満の短期の共済期間とすることができる特別の事由がある場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 共済契約の申込者が共済契約の期間を、その所属する支部の他の共済契約者の共済契約期間と同一にしようとするため必要があるとき。
- (2) 共済契約者が共済期間の中途において、共済期間の終期を既共済契約と同一にして共済契約の追加をしようとするとき。

(承諾通知書)

第6条 規約第11条に規定する承諾通知書は、組合員証を兼ねるものとする。

(共済掛金の払込み)

第7条 規約第14条に規定する共済掛金の払込みは年払いとし、月払いによる払込みは取扱わないものとする。

(共済掛金の払戻し)

第8条 規約第24条第1項に規定する共済契約の解除には、加入月を統一するための解約を含むものとする。

(共済金の支払い)

第9条 規約第32条及び第33条に規定する損害賠償額のほか、次の費用を共済金額の範囲内で支払うものとする。

- (1) 損害防止軽減費用
事故が発生した場合、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を防止し、又は軽減するための費用
- (2) 求償権の保全行使手続費用
被共済者が賠償責任を負担することによって、他人に対する次の求償権を取得し、求償するための費用
 - ①共同不法行為に対する請求
 - ②道路管理の瑕疵にもとづく責任
 - ③土地の工作物などの占有者及び所有者の責任
 - ④自動車に内在する欠陥や瑕疵にもとづく責任を売主に追求し得る場合
 - ⑤自動車の整備の瑕疵にもとづく責任を整備業者に請求できる場合
- (3) 緊急措置費用

対人事故でその事故が賠償責任事故として判明しなくとも、人命救助のため緊急措置に要した費用は、後日被共済者に賠償責任のないことが判明してもてん補する。

(共済金決定の方法)

第10条 規約第32条及び第33条に規定する共済金の支払い事由が生じた場合に對人賠償、對物賠償については、規約に定めるもののほか、別に定める「對人損害賠償額認定基準」「對物損害賠償額認定基準」により行う。

(共済金の内払い)

第11条 共済契約者から申出があり、この組合が必要と認めた場合は、規約第79条の規定にかかわらず對人賠償に限り共済金の内払いをすることができる。(10万円単位とし、200万円を限度とする。)

(委員会の審査事項)

第12条 規約第88条第4項に規定する事項は、生活協同組合全国都市職員災害共済会火災共済事業実施規則第4章審査委員会の組織及び運営の規定を適用するものとする。

(支部の業務)

第13条 規約第90条第2項に規定する支部の業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共済契約申込書の受理に関すること。
- (2) 共済掛金の受け入れ及び払戻しに関すること。
- (3) 共済金の支払いに関すること。
- (4) 組合員の共済事業への加入の促進に関すること。

(承継組合員の要件)

第14条 規約第93条第2項に基づく組合員(以下「承継組合員」という。)となる資格を有する者は、死亡した共済契約者の配偶者とする。

2 承継組合員の承認申請手続は、共済契約者の死亡した翌日から当該共済契約の共済期間の末日の翌日から3か月を経過する日までに行うことができるものとする。

3 承継組合員が死亡したときは、規約第93条第2項に基づく承継はできないものとする。

(承継組合員の共済契約の範囲)

第15条 承継組合員が組合と締結できる共済契約は、承継組合員又は死亡した共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、承継組合員又は死亡した共済契約者と同一世帯に属する親族が常時運行の用に供している次の各号に掲げる自家用の自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。)とする。ただし、営業目的に使用されている自動車を除くものとする。

(1) 普通及び小型乗用車

(2) 軽四輪乗用車

(3) 自動二輪車(原動機付自転車を含む。)

(実施細目)

第16条 この取扱規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会がこれを定める。

附 則

この取扱規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和53年5月22日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

この取扱規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この取扱規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この取扱規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、自動車共済事業規約認可の日(令和元年6月21日)から施行し、令和元年7月1日から適用する。

3. 承継組合員承認基準規則

(目的)

第1条 この規則は、全国都市職員災害共済会定款(以下「定款」という。)第6条第2項に定める「この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者」であって、かつ、この組合の事業を利用することを適當とするもの(以下「承継組合員」という。)の承認基準について定め、もって承継組合員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(承継組合員の資格)

第2条 承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者とする。

2 承継組合員の配偶者については、前項の規定は適用しない。

3 死亡により脱退に至った組合員が在職していた職域において、事務取扱いが可能な

者

(利用できる共済契約)

第3条 利用できる共済契約の対象は、次の各号の全てを満たす現に契約中の建物及び建物に収容している動産並びに自動車とする。

(1) 組合員以外の者を被共済者とする共済契約

ただし、組合員を被共済者とする共済契約を含むものとする。

(2) 共済事業規約及び自動車共済事業規約に共済契約の権利義務の承継に係る定めのある共済契約

(3) 組合員が共済契約者であった共済契約

2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由があるときは、現に契約中の建物及び建物に収容している動産並びに自動車に替えて、新たな建物及び建物に収容している動産並びに自動車を共済契約することができるものとする。

(利用できる共済契約の期間)

第4条 承継組合員の利用できる共済契約の期間は、自由脱退、除名又は死亡脱退するまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由があるときを除き、当組合が行う共済事業を利用しない状態が生じたときは、自由脱退したものとみなす。

(承認の手続)

第5条 第2条に定める資格を有する者は、この組合の理事会において承認を受け、組合員となることができる。

2 この承認基準に適合する者から承認申請があったときは、申請があったときに承認されたものとみなし、理事会において事後追認することができるものとする。

3 前項の申請は、共済契約者の死亡の翌日から組合員が締結していた共済期間の末日の翌日から3か月を経過する日までに行わなければならない。

(出資金の払込み)

第6条 承継組合員は、新たに出資金を払込むものとする。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、承継組合員の承認基準の取扱いに関し必要な事

項は、理事会で定める。

附 則

この承認基準規則は、共済事業規約及び自動車共済事業規約認可の日（令和元年6月21日）から施行し、令和元年7月1日から適用する。

MEMO

事故受付 受付時間: お時間によって受付電話番号が変わります。

◎平日の事故受付

平日9:00から17:00までは各地区的「事故処理サービスセンター」へご連絡ください。
事故処理サービスセンター

担当地区	設置場所	TEL
北海道(札幌市地区を除く)地区	札幌	011 (261) 6364
札幌市地区	札幌中央	011 (200) 0361
東北地区	仙台	022 (723) 2728
北信越地区	長野	026 (225) 6933
関東地区	東京	03 (3589) 3341
東海地区	名古屋	052 (231) 1025
近畿・四国地区	大阪	06 (4800) 6565
中国地区	広島	082 (554) 2555
九州地区	福岡	092 (722) 3113

◎休日・平日夜間の事故受付

平日17:00から翌日9:00までと土曜日・日曜日及び祝日は、
下記フリーダイヤルへご連絡ください。

休日・平日夜間の事故受付 **0120-110-665**

ロードサービス受付

ロードサービスのご利用は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

◎24時間365日受付・対応

ロードサービス受付 **0120-104-636**



厚生労働大臣認可

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内

[受付時間] 平日9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

事業部
自動車共済

TEL. 03-3262-5289

FAX. 03-3262-2795

ホーム
ページ

<https://www.toshiseikyo.or.jp>

